# 平成 26 年度 被災者生活再建支援法関連調査 報告書

平成 27 年 3 月

内閣府 (防災担当)

## 目 次

I.	調査の	目的と方法	1
1	調査	の目的	1
2	調査	の方法	1
II.		 世帯に対するアンケート調査	
1		ァートの実施概要	
		副査対象	
		副査項目	
		副查方法	
		回収結果	
	1-5. 🗵	図表中の記号の意味、端数処理について	4
2	アンク	<b>ケートの調査結果</b>	5
	2-1. 世	±帯の基本状況	5
	(1)	被災時の世帯主年齢	5
	(2)	被災時の世帯主年齢	5
	(3)	被災時の世帯の人数	6
	(4)	被災前の世帯の住まい	6
	2-2. ±	±帯の被災状況	6
	(1)	住宅の被害程度	6
	(2)	現在の世帯の住まい	7
	(3)	収支の変化	8
	2-3. 被	<b>支災者の生活再建(住宅)について</b>	15
	(1)	住宅再建時の重視点	15
	(2)	最終的に決断した住宅の再建方法	16
	2-4. 被	<b>皮災者生活再建支援制度に関する評価</b>	17
	(1)	制度全般に関する満足度	17
	(2)	満足と感じた理由	18
	(3)	不満と感じた理由	19
	(4)	基礎支援金に関する満足度	20
	(5)	加算支援金に関する満足度	21
	(6)	被災者生活再建支援制度を知った方法	22
	(7)	制度の見直しについて	26
	2-5. 支	を接金の受給状況、用途等について	27

	(1) 基礎支援金の用途	27
	(2) 加算支援金の受給状況	28
	(3) 加算支援金の内訳	30
	(4) 世帯が受給した加算支援金の用途	32
	(5) 加算支援金の効果について	33
	2-6. その他	35
	(1) 住宅・家財に対する保険等の加入状況	35
	(2) 必要経費(住宅や家財)に占める各種資金の割合	36
III	都道府県及び被災市町村アンケート調査	38
1	アンケートの実施概要	38
	1-1. 調査対象	38
	1-2. 調査項目	38
	1-3. 調査方法	40
	1-4. 回収結果	40
	1-5. 図表中の記号の意味について	40
2	アンケートの調査結果	41
	2-1. 都道府県	41
	(1) 被災者生活再建支援制度の説明について	41
	(2) 地方公共団体の給付金制度の説明について	43
	(3) 被災市町村からの相談内容について	45
	(4) 被災世帯からの相談内容について	47
	(5) 被災者生活再建支援制度の評価と改善点	49
	(6) その他、関係機関との連携や支援制度に関して	
	2-2. 市町村	51
	(1) 被災者生活再建支援制度の説明について	51
	(2) 被災世帯からの相談内容について	56
	(3) 被災者生活再建支援制度の評価と改善点	58
	(4) その他、関係機関との連携に関して	
	(5) 生活再建支援制度に関する業務に係るシステムやデータベースの運用状況	
	(6) 窓口対応について	60
	(7) その他の支援策の実施状況	
	(8) 支援を行う上での NPO 法人や民間団体等との連携状況	62
IV.	被災地方公共団体ヒアリング	63
1	実施概要	63

2 調査	፻結果	63
2-1.	島根県津和野町	63
(1)	被災者生活再建支援制度の説明や相談・受付対応について	63
(2)	被災者生活再建支援制度の課題や改善点	64
(3)	関係機関との連携について	64
(4)	被災者生活再建支援制度等、被災者支援全般について	64
2-2. ‡	奇玉県	66
(1)	被災者生活再建支援制度の説明について	66
(2)	被災世帯への広報や相談内容について	66
(3)	関係機関との連携について	66
(4)	被災者生活再建支援制度の評価と改善点	67
(5)	支援制度に関して	67
(6)	被災者支援の課題や改善点について	67
(7)	その他	68
2-3. 届	鹿児島県与論町	69
(1)	被災者生活再建支援制度の説明や相談・受付対応について	69
(2)	被災者生活再建支援制度の課題や改善点	70
(3)	関係機関との連携について	70
(4)	その他	70

#### 1. 調査の目的と方法

#### 1 調査の目的

被災者生活再建支援法(以下「支援法」という。)は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた被災世帯に対し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としており、本法に基づく被災者生活再建支援金制度(以下「支援制度」という。)においては、その適正な執行を図ることが重要である。

本調査は、支援制度の施行実態等を把握するためのアンケート・ヒアリング調査を実施することにより、今後、多様な被災者、災害態様に対応して本制度を円滑、公平、効率的に運用していく体制を整備するとともに都道府県等関係機関に対し助言や情報提供を行い、より的確かつ迅速な制度運用の実現を図ることにより被災者の自立した生活再建に資する制度の実現を図ることを目的とする。

#### 2 調査の方法

平成25年に発生した災害において被災者生活再建支援金(以下「支援金」という。)を申請した世帯(計457世帯)及び支援金を申請した世帯が居住していた地方公共団体(以下「対象地方公共団体」という。10都道府県、14市町村)に対し、下図に示すような調査フロー(図表1)に沿って調査を実施した。

具体的には支援金を申請した世帯に対して、アンケート調査により支援制度に対する満足度、支援金の使途、支給申請手続き、再建方法、再建資金の調達方法等、制度の評価点、問題点等を把握した。また、対象地方公共団体に対し、アンケート及びヒアリング調査を実施した。

1. 被災世帯に対するアンケート調査

被災世帯アンケート調査
2. 被災都道府県及び被災市町村調査
自治体ヒアリング調査
3. 報告書の作成
報告書の作成

図表 1 調査フロー

#### ||. 被災世帯に対するアンケート調査

### 1 アンケートの実施概要

#### 1-1. 調査対象

- ・ 調査対象は下記の自然災害(図表 2)で被災者生活再建支援法が適用された地域の被災 世帯のうち、平成 26 年 10 月 29 日までに支援金が支給された 445 世帯である。
- ・ 送付先については被災者生活再建支援法人から提供されたデータを利用した。

図表 2 調査対象世帯数の内訳

災害名	対象世帯数
平成 25 年 7 月 26 日からの大雨災害	100世帯
平成 25 年 9 月 2 日に発生した突風災害	102世帯
平成 25 年台風第 18 号災害	38世帯
平成 25 年台風第 24 号災害	144世帯
平成 25 年台風第 26 号災害	73世帯
合計	457世帯

**1-2. 調査項目**・ 以下の項目について調査を実施した。

図表 3 調査項目

分類	ı		質問項目				
		Q 1	災害名				
世帯の状	2-1	<b>Q</b> 2	被災時の世帯主年齢				
	2-1	<b>Q</b> 3	世帯人数				
		Q 4	被災前の居住形態				
	2-2	Q 5	今回の災害による住宅の被害程度				
	2-2	Q 6	現在の居住形態				
		Q 7	住宅を再建する際の重視点				
況につい	2-3	<b>Q</b> 8	最終的に決断した住宅の再建方法				
て		Q8①	「住宅再建の目処が立っていない」とした理由				
		<b>Q</b> 9	被災前後の1ヶ月間の現金収入と支出総額				
		Q10	被災前後の1ヶ月館での支出の増加したもの、減少したもの				
		Q11	現金の給付による支援の受給状況				
	2-2	Q12	借入による支援の受給状況				
		Q13	住宅再建の経費以外で生活に必要な経費				
		Q14	住宅に関する支出または支出予定の経費				
	2-4	Q15	被災者生活再建支援制度全般についての評価				
		Q15①	制度の内容を「(非常に)満足」と感じた理由				
		Q15②	制度の内容を「(非常に)不満」と感じた理由				
	2-5	Q16	基礎支援金の使途				
	2-4	Q17	基礎支援金の支給(全般)についての評価				
被災者生		Q18	加算支援金の受給状況				
活再建支		Q18①	「加算支援金を受けなかった(今後も予定がない)」とした理由				
援制度について		Q19	加算支援金の内訳				
	2-5	Q19①	住宅の建設・購入、補修の予定				
		Q20	加算支援金の使途				
		Q21	加算支援金の受給による住家の再建方法の変化				
		Q22	加算支援金の受給による再建時期の変化				
	2-4	Q23	加算支援金の支給(全般)についての評価				
		Q24	被災者生活再建支援制度を知った方法				
	2-4	Q25	制度を理解するうえで役に立った方法				
その他		Q26	支給要件の緩和等に関する考え				
	_	Q27	被災前後、住宅・家財に対する損害保険・共済の加入状況				
	2-6	Q28	住宅や家財等の必要経費に占める各種資金の割合				
	1	`					

注) 本レポートにおける各質問項目の該当箇所は「2-1」等で示している。

#### 1-3. 調査方法

· 郵送配付·郵送回収

#### 1-4. 回収結果

・ 詳細は図表4の通りであり、有効回答率は、67.5%である。

図表 4 アンケートの発送・回収状況

発送数(a)	うち不達分(b) 回収数(c)		回答率 (c/(a-b))
458	15	299	67.5%

#### 1-5. 図表中の記号の意味、端数処理について

・ (n=):回答者数を示している。

・ (SA): 単数回答を示している。

・ (MA): 複数回答を示している。

・ 端数処理の関係上、本文と図表等において、数値が一致しないことがある。

#### 2 アンケートの調査結果

#### 2-1. 世帯の基本状況

#### (1) 被災時の世帯主年齢

・ アンケートの回答があった者が受けた災害について、災害ごとにみると、「平成 25 年 台風第 24 号災害」の割合が 31.1% と最も多くなっている。次いで、「平成 25 年 7 月 26 日からの大雨災害」が 23.7% となっている。

図表 5 災害名 (SA)

災害名	回収数
平成 25 年 7 月 26 日からの大雨災害	71
1 / 25 中 7 / 1 26 日 / 20 7 / 1 / 1 / 1	23.7%
平成 25 年 9 月 2 日に発生した突風災害	64
1,22 1,27,2 21,232 6,63(21)(1	21.4%
平成 25 年台風第 18 号災害	24
	8.0%
平成 25 年台風第 24 号災害	93
	31.1%
平成 25 年台風第 26 号災害	42
	14.0%
無回答	5
	1.7%
合計	299
T #1	100.0%

注)割合については、四捨五入の関係で合計欄の数値と各項目を足し合わせた数値が一致しないことがある(以下同様)。

#### (2) 被災時の世帯主年齢

・ 被災時の世帯主年齢をみると、「70 歳以上」の割合が 40.8%と最も多くなっている。また、「65 歳~69 歳」の割合が 12.0%となっており、合わせて 65 歳以上(以下、「高齢者」とする)の割合が 52.8%となっている。

図表 6 被災時の世帯主年齢 (SA)

35 歳	35 歳 ~	40 歳 ~	45 歳 ~	50 歳 ~	55 歳 ~	60 歳 ~	65 歳 ~	70 歳	無回答	合計
未満	39 歳	44 歳	49 歳	54 歳	59 歳	64 歳	69 歳	以上		ПП
9	17	18	16	21	21	37	36	122	2	299
3.0%	5.7%	6.0%	5.4%	7.0%	7.0%	12.4%	12.0%	40.8%	0.7%	100.0%

#### (3) 被災時の世帯の人数

・ 被災時の世帯の人数をみると、「2人」の割合が30.8%と最も多くなっており、次いで、「1人」の割合が24.1%となっている。両者を合わせると、2人以下の世帯が全体の54.9%を占める結果となる。

図表 7 被災時の世帯の人数 (SA)

1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	合計
72	92	64	41	29	1	299
24.1%	30.8%	21.4%	13.7%	9.7%	0.3%	100.0%

#### (4) 被災前の世帯の住まい

・ 被災前の世帯の住まいをみると、持家(戸建)の割合が 84.3%と最も多くなっており、 持家(マンション)と合わせて持家率は84.6%となっている。「民間の賃貸住宅」の割 合は12.0%となっている。

図表 8 被災前の世帯の住まい (SA)

持家 (戸建)	持家 (マンション)	公営住宅	公団·公 社の賃貸 住宅	民間の賃 貸住宅	社宅など の給与住 宅	無回答	合計
252	1	2	0	36	6	2	299
84.3%	0.3%	0.7%	0.0%	12.0%	2.0%	0.7%	100.0%

#### 2-2. 世帯の被災状況

#### (1) 住宅の被害程度

・ 今回の災害による住宅の被害程度をみると、「大規模半壊」の割合が 54.8%と最も多く なっており、次いで、「全壊」の割合が 34.1%となっている。

図表 9 今回の災害による住宅の被害程度 (SA)

全壊	大規模半壊	半壊し、やむを得ず解体	敷地に被害 が生じ、やむ を得ず解体	無回答	合計	
102	164	22	6	5	299	
34.1%	54.8%	7.4%	2.0%	1.7%	100.0%	

#### (2) 現在の世帯の住まい

- ・ 現在の世帯の住まいをみると、「持家(戸建)」の割合が59.5%と最も多くなっており、 持家(マンション)と合わせて持家率は60.5%となっている。
- ・ 前述の被災前の世帯の住まいにおける持家率 84.6%と比較すると、被災後の持家率は被 災前と比較して 24.1%減となっている。これを持家の内訳別にみると、「持家 (戸建)」 の割合が 24.8%減となっている一方、「持家 (マンション)」の比率は 0.7%増の微増 となっている。

図表 10 現在の世帯の住まい (SA)

持家(戸建)	持家(マンショ	公営住宅	公団・公社の賃	民間の賃貸住	社宅などの給	応急仮設住宅	家族や親戚宅	その他	無回答	合計
178	3	15	2	38	4	23	19	14	3	299
59.5%	1.0%	5.0%	0.7%	12.7%	1.3%	7.7%	6.4%	4.7%	1.0%	100.0%

#### (3) 収支の変化

#### ① 定常収支

#### 1) 定常収入

・ 被災前後の定常収入をみると、被災後、「0円」「5万円以上10万円未満」「60万円以上80万円未満」及び「80万円以上」の割合が増加となっている一方、「0円より多く5万円未満」「10万円以上20万円未満」「20万円以上40万円未満」及び「40万円以上60万円未満」の割合は減少となっている。

図表 11 被災前後の定常収入(合計金額)

	被災前	(A)	被災後	(B)	В-	- A
	回答数	%	回答数	%	増減数	%
0円	21	7.0%	34	11.4%	13	4.4%
0円より多く5万円未満	14	4.7%	12	4.0%	-2	-0.7%
5万円以上10万円未満	23	7.7%	30	10.0%	7	2.3%
10 万円以上 20 万円未満	83	27.8%	61	20.4%	-22	-7.4%
20 万円以上 40 万円未満	72	24.1%	45	15.1%	-27	-9.0%
40 万円以上 60 万円未満	10	3.3%	9	3.0%	-1	-0.3%
60 万円以上 80 万円未満	2	0.7%	8	2.7%	6	2.0%
80 万円以上	7	2.3%	27	9.0%	20	6.7%
わからない	10	3.3%	17	5.7%	7	2.4%
無回答	57	19.1%	56	18.7%	-1	-0.4%
合計	299	100.0	299	100.0		

注)「被災前後」は「被災する直前の1ヶ月間」と「被災後1ヶ月が経過した後の1ヶ月間」を指す。以下同じ。

#### 2) 定常支出

・ 被災前後の定常支出をみると、被災後、合計金額が「40万円以上60万円未満」「60万円以上80万円未満」及び「80万円以上」の割合が増加となっている一方、「0円」「0円より多く5万円未満」「5万円以上10万円未満」「10万円以上20万円未満」及び「20万円以上40万円未満」の割合は減少となっている。

図表 12 被災前後の定常支出(合計金額)

	被災前	(A)	被災後	(B)	В-	- A
	回答数	%	回答数	%	増減数	%
0円	7	2.3%	5	1.7%	-2	-0.7%
0円より多く5万円未満	17	5.7%	4	1.3%	-13	-4.3%
5万円以上10万円未満	38	12.7%	16	5.4%	-22	-7.4%
10 万円以上 20 万円未満	73	24.4%	40	13.4%	-33	-11.0%
20 万円以上 40 万円未満	50	16.7%	42	14.0%	-8	-2.7%
40 万円以上 60 万円未満	7	2.3%	22	7.4%	15	5.0%
60 万円以上 80 万円未満	1	0.3%	11	3.7%	10	3.3%
80 万円以上	8	2.7%	50	16.7%	42	14.0%
わからない	17	5.7%	33	11.0%	16	5.4%
無回答	81	27.1%	76	25.4%	-5	-1.7%
合計	299	100.0	299	100.0		

・ 支出が増加した項目についてみると、「食料日用雑貨の購入」の割合が74.6%と最も多くなっており、次いで「光熱、水道費」の割合が37.8%、「交通、通信費」の割合が35.1%となっている。

図表 13 支出が増加したもの (MA: 3つまで選択)

		<u> </u>	<u>Димения</u>		(111) (11)			
食料日用雑貨	光熱、水道費	住居費(家賃等	交通、通信費	教育費	教養: 娯楽	その他	無回答	包計
223	113	95	105	9	5	85	45	299
74.6%	37.8%	31.8%	35.1%	3.0%	1.7%	28.4%	15.1%	100.0%

・ 支出が減少した項目についてみると、「共用・娯楽」の割合が44.8%と最も多くなっており、次いで「光熱、水道費」の割合が31.4%となっている。

図表 14 支出が減少したもの (MA: 3つまで選択)

食料日用雑貨	光熱、水道費	(ローン除く))	交通、通信費	教育費	教養·娯楽	その他	無回答	合計
33	94	26	53	42	134	69	102	299
11.0%	31.4%	8.7%	17.7%	14.0%	44.8%	23.1%	34.1%	100.0%

#### ② 災害に係る収支の状況

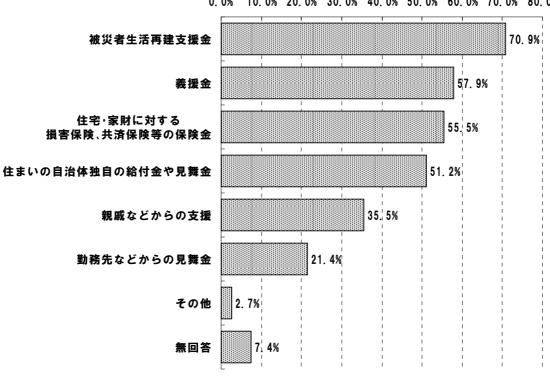
#### 1) 現金の給付による支援等

- ・ 通常の現金収入(定常収入)を除いた現金の給付による支援等をみると、「被災者生活 再建支援金」の割合が70.9%と最も多くなっている。次いで「義援金」の割合が57.9%、 「損害保険、共済保険等の保険金」が55.5%となっている。
- ・ また、その総額についてみると、「100万円以上 300万円未満」の割合が 15.1%と最も 高く、次いで「700万円以上」の割合が 11.7%となっている。

図表 15 現金の給付による支援等 (MA)

(n=299)

0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0% 80.0%



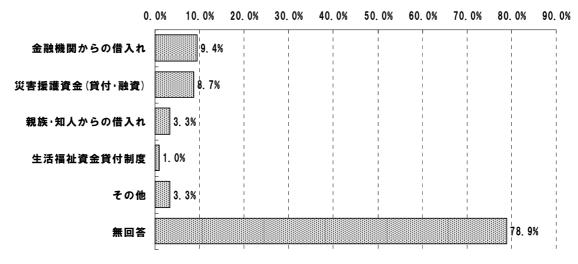
図表 16 現金の給付による支援金額 (SA)

	0円よ	10万	30万	50万	100万	300万	500万			<del>/111</del>	
0 Ш	り多く	円以上	円以上	円以上	円以上	円以上	円以上	700 万	わから	無	合
0円	10万	30万	50 万	100万	300万	500万	700 万	円以上	ない	回	合計
	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満			答	
15	4	1	4	17	45	30	9	35	12	127	299
5.0%	1.3%	0.3%	1.3%	5.7%	15.1%	10.0%	3.0%	11.7%	4.0%	42.5%	100.0%

#### 2) 災害に係る借入れ状況

- ・ 災害に係る借入状況についてみると、「無回答」の割合が78.9%と最も多くなっている。
- ・ 借入れ金額についてみると「0円」の割合が24.4%と最も多くなっている。次いで「700 万円以上」の割合が6.0%となっている。

図表 17 災害に係る借入れ状況 (MA)



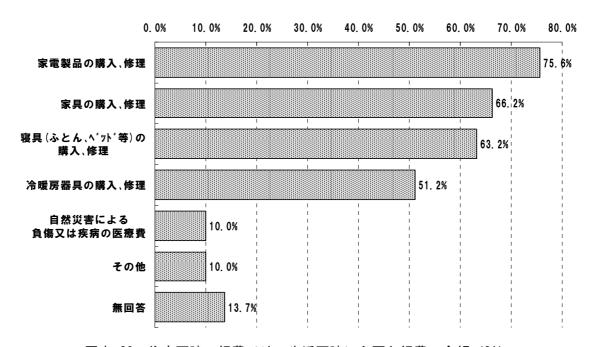
図表 18 災害に係る借入れ金額 (SA)

0円	0円よ り多く 10万 円未満	10万 円以上 30万 円未満	30万 円以上 50万 円未満	50万 円以上 100万 円未満	100万 円以上 300万 円未満	300万 円以上 500万 円未満	500万 円以上 700万 円未満	700万円以上	わからない	無回答	合計
73	2	1	2	11	10	7	4	18	15	156	299
24.4%	0.7%	0.3%	0.7%	3.7%	3.3%	2.3%	1.3%	6.0%	5.0%	52.2%	100.0%

#### 3) 住宅再建の経費以外で生活再建に必要な経費

- ・ 定常支出や住宅再建の経費以外で生活再建に必要な経費の支出項目をみると、「家電製品の購入、修理」の割合が75.6%と最も多くなっており、次いで「家具の購入、修理」の割合が66.2%、「寝具の購入、修理」の割合が63.2%となっている。
- ・ その金額についてみると、無回答を除くと、「50 万円以上 100 万円未満」及び「100 万円以上 300 万円未満」の割合がともに 11.7%と最も多くなっている。

図表 19 住宅再建の経費以外で生活再建に必要な経費 (MA)



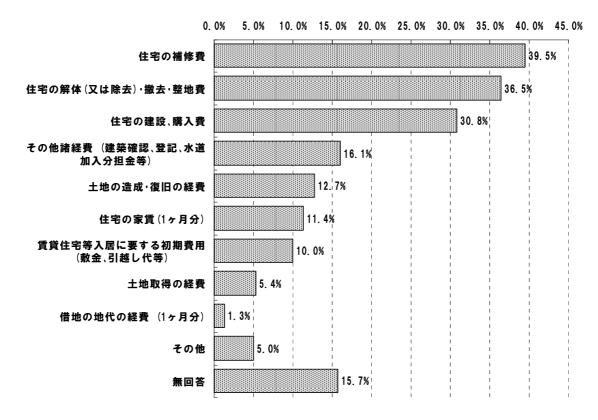
図表 20 住宅再建の経費以外で生活再建に必要な経費の金額(SA)

				7C ** 1T 7C							
	0円よ	10万	30万	50万	100万	300万	500万			4111	
0 m	り多く	円以上	円以上	円以上	円以上	円以上	円以上	700 万	わから	無	合
0円	10万	30万	50万	100万	300万	500万	700 万	円以上	ない	回	合計
	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満			答	
0	6	17	6	35	35	18	7	28	14	133	299
0.0%	2.0%	5.7%	2.0%	11.7%	11.7%	6.0%	2.3%	9.4%	4.7%	44.5%	100.0%

#### 4) 住宅の「建設・購入」、「補修」又は「賃借」するために支出した経費

- ・ 住宅の「建設・購入」「補修」又は「賃貸」のために支出した項目をみると、「住宅の 補修費」の割合が39.5%と最も多くなっており、次いで、「住宅の解体・撤去・整地費」 の割合が36.5%、「住宅の建設、購入費」の割合が30.8%となっている。
- ・ その金額についてみると、無回答を除くと「700万円以上」の割合が24.7%と最も多くなっており、次いで「100万円以上300万円未満」の割合が12.7%となっている。

図表 21 住宅の「建設・購入」、「補修」又は「賃借」するために支出した経費 (MA)



図表 22 住宅の「建設・購入」、「補修」又は「賃借」するために支出した経費の金額(SA)

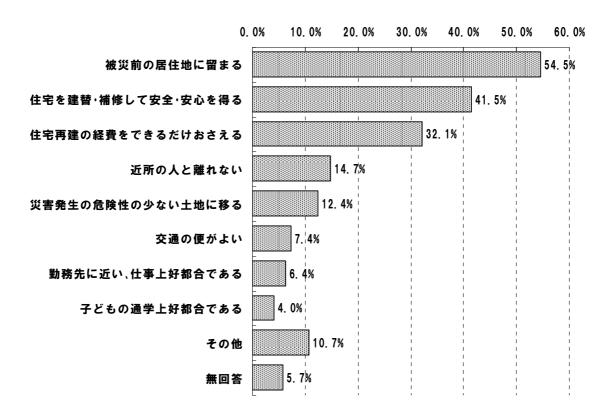
		-									
	0円よ	10万	30万	50万	100万	300万	500万			4111	
0 Ш	り多く	円以上	円以上	円以上	円以上	円以上	円以上	700万	わから	無	合
0円	10万	30万	50万	100万	300万	500万	700 万	円以上	ない	回	合計
	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満			答	
2	1	9	3	19	38	21	16	74	19	97	299
0.7%	0.3%	3.0%	1.0%	6.4%	12.7%	7.0%	5.4%	24.7%	6.4%	32.4%	100.0%

#### 2-3. 被災者の生活再建(住宅)について

#### (1) 住宅再建時の重視点

・ 住宅再建時の重視点をみると、「被災前の居留地に留まる」の割合が 54.5%と最も多くなっており、次いで「住宅を建替・補修して安全・安心を得る」の割合が 41.5%、「住宅再建の経費をできるだけおさえる」の割合が 32.1%となっている。

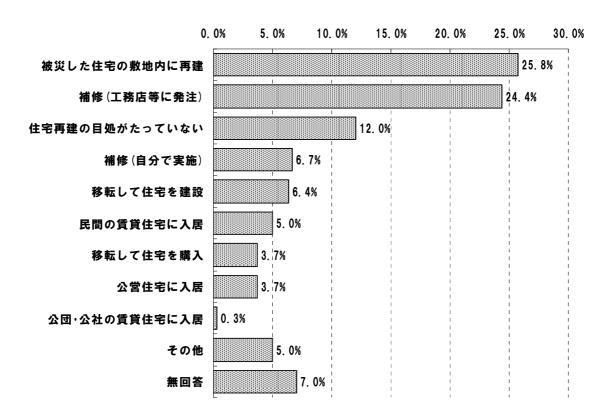
図表 23 住宅再建時の重視点 (MA)



#### (2) 最終的に決断した住宅の再建方法

・ 最終的に決断した住宅の再建方法についてみると、「被災した住宅の敷地内に再建」の 割合が 25.8%と最も多くなっており、次いで、「補修(工務店等に発注)」の割合が 24.4%となっている。一方、「住宅再建の目処がたっていない」の割合が 12.0%となっ ている。

図表 24 最終的に決断した住宅の再建方法 (SA)



・ 「住宅再建の目処がたっていない」の回答理由として、「住宅を再建する資金がない・ 足りない」の割合が 63.9%と最も多くなっており、次いで、「今後のことはわからない」 の割合が 38.9%となっている。

図表 25 住宅再建の目処がたっていない理由 (MA)

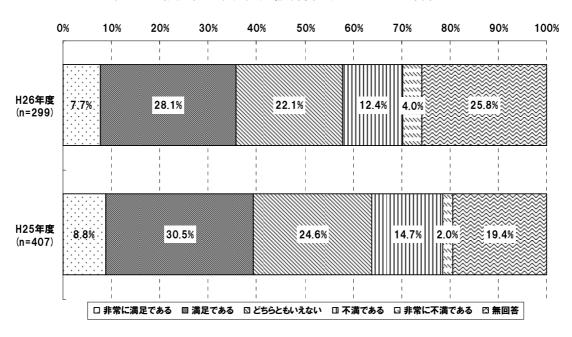
りない 住宅を再建する	できない かんしゅう	か検討中るか、移転する	検討中補修するか、	わからない 今後のことは	その他	合計
23	11	2	1	14	12	36
63.9%	30.6%	5.6%	2.8%	38.9%	33.3%	100.0%

#### 2-4. 被災者生活再建支援制度に関する評価

#### (1) 制度全般に関する満足度

・ 被災者生活再建支援制度全般についての評価をみると、「非常に満足である」の割合が 7.7%、「満足である」の割合が 28.1%となっており、合わせて 35.8%となっており、 「どちらともいえない」を合わせた割合については、57.9%となっている。

図表 26 被災者生活再建支援制度全般についての評価 (SA)

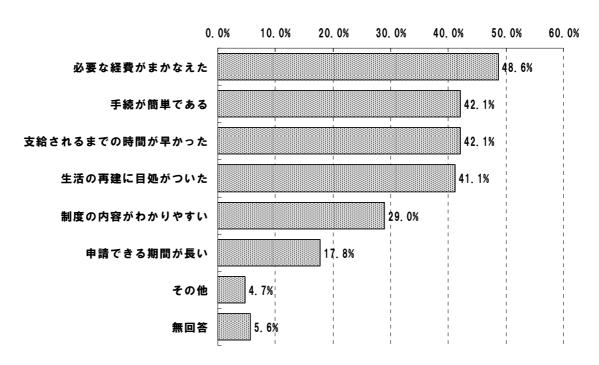


#### (2) 満足と感じた理由

・ (1)において、「非常に満足である」「満足である」と回答した世帯について、被災者生活再建支援制度を満足と感じた理由をみると、「必要な経費がまかなえた」の割合が48.6%と最も多くなっており、次いで、「手続が簡単である」及び「支給されるまでの時間が早かった」の割合が42.1%、「生活の再建に目処がついた」の割合が41.1%となっている。

図表 27 被災者生活再建支援制度を満足と感じた理由 (MA)

(n=107)



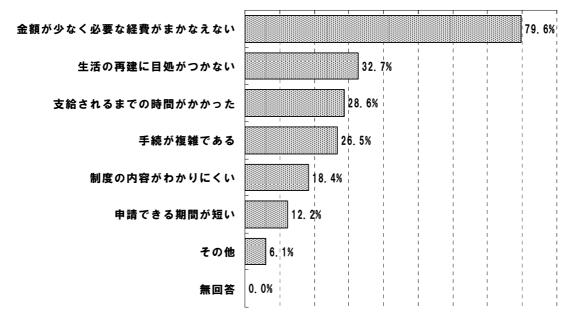
#### (3) 不満と感じた理由

・ (1)で「非常に不満である」「不満である」と回答した世帯について、被災者生活再建支援制度に不満を感じた理由をみると、「金額が少なく必要な経費がまかなえない」の割合が79.6%と最も多くなっており、次いで、「生活の再建に目処がつかない」の割合が32.7%、「支給されるまでの時間がかかった」の割合が28.6%となっている。

図表 28 被災者生活再建支援制度を不満と感じた理由 (MA)

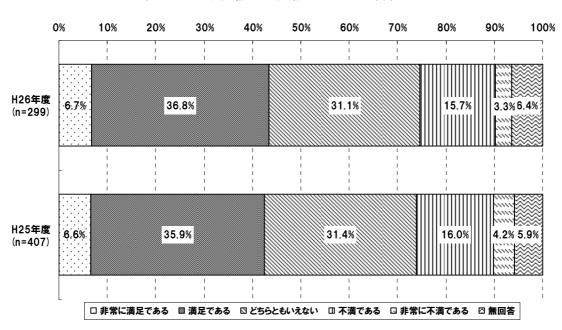
(n=49)

0. 0% 10. 0% 20. 0% 30. 0% 40. 0% 50. 0% 60. 0% 70. 0% 80. 0% 90. 0%



#### (4) 基礎支援金に関する満足度

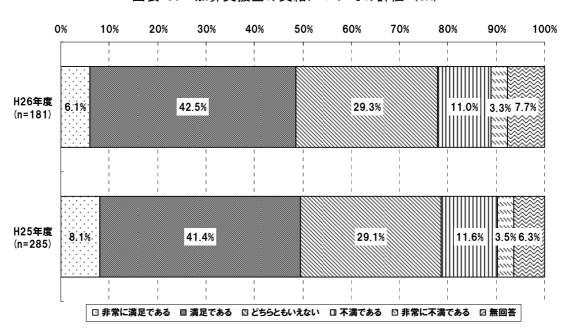
・ 基礎支援金の支給についての評価をみると、「非常に満足である」の割合が 6.7%、「満足である」の割合が 36.8%となっており、合わせて 43.5%となっている。



図表 29 基礎支援金の支給についての評価 (SA)

#### (5) 加算支援金に関する満足度

・ 加算支援金についての評価をみると、「非常に満足である」の割合が 6.1%、「満足である」の割合が 42.5%となっており、合わせて 48.6%となっている。

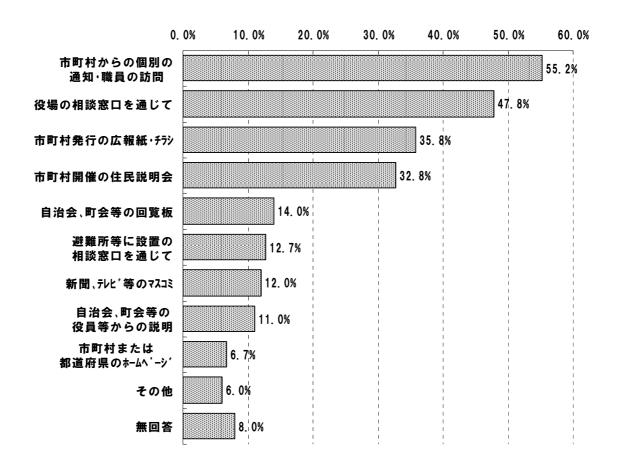


図表 30 加算支援金の支給についての評価 (SA)

#### (6) 被災者生活再建支援制度を知った方法

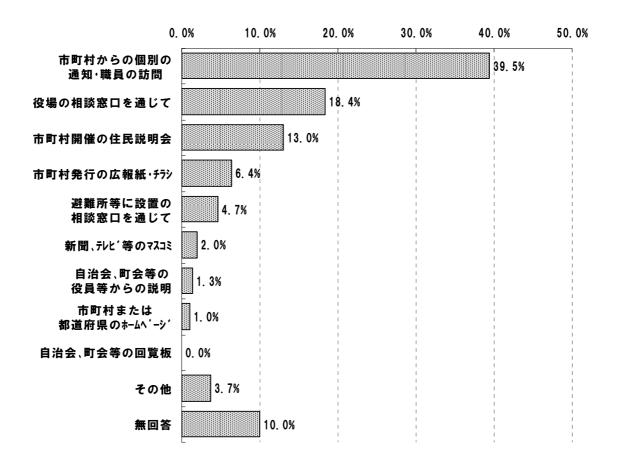
・ 被災者生活再建支援制度を知った方法をみると、「市町村からの個別の通知・職員の訪問」の割合が55.2%と最も多くなっており、次いで、「役場の相談窓口を通じて」の割合が47.8%、「市町村開催の広報紙・チラシ」の割合が35.8%となっている。

図表 31 被災者生活再建支援制度を知った方法 (MA)

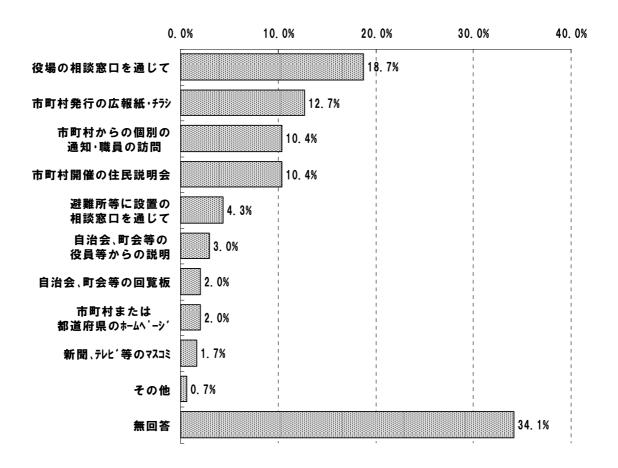


・ 制度を理解するうえで役に立った方法 (1番目)をみると、「市町村からの個別の通知・職員の訪問」の割合が39.5%と最も多くなっており、次いで、「役場の相談窓口を通じて」の割合が18.4%となっている。

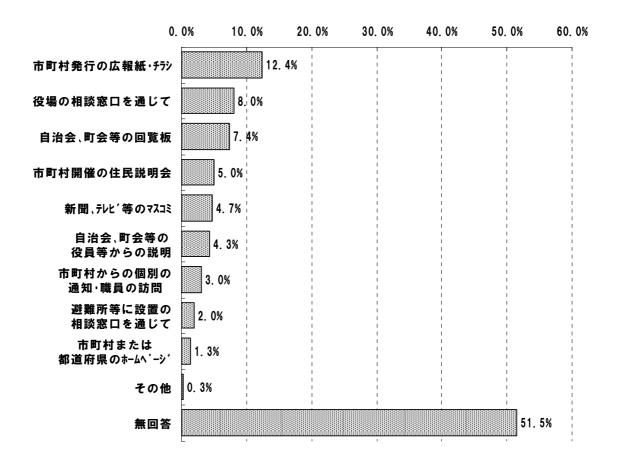
図表 32 制度を理解するうえで役に立った方法 (1番目)



図表 33 制度を理解するうえで役に立った方法(2番目)



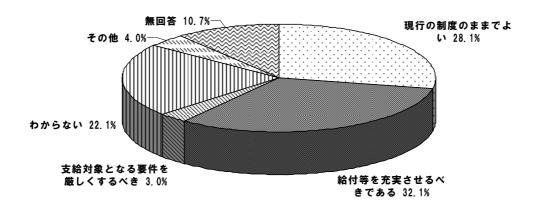
図表 34 制度を理解するうえで役に立った方法 (3番目)



#### (7) 制度の見直しについて

・ 国民負担が増大し、給付金充実・対象要件が緩和することについてみると、「負担が増大 しても、給付等を充実させるべき」の割合が32.1%と最も多くなっており、次いで、「現 行の制度のままで良い」の割合が28.1%となっている。

図表 35 国民負担が増大し、給付金充実・対象要件が緩和することについて(SA)



#### 2-5. 支援金の受給状況、用途等について

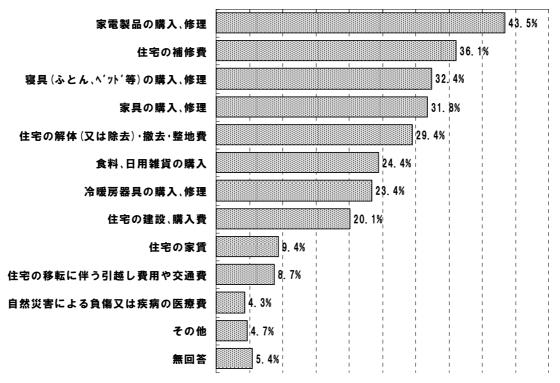
#### (1) 基礎支援金の用途

・ 世帯が受給した基礎支援金の用途をみると、「家電製品の購入、修理」の割合が43.5% と最も多くなっており、次いで、「住宅の補修費」の割合が36.1%、「寝具の購入、修 理」の割合が32.4%となっている。

図表 36 世帯が受給した基礎支援金の用途

(n=299)

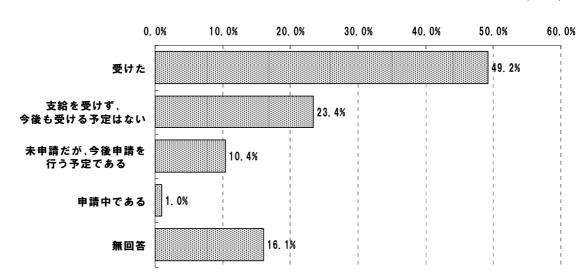
0. 0% 5. 0% 10. 0% 15. 0% 20. 0% 25. 0% 30. 0% 35. 0% 40. 0% 45. 0% 50. 0%



#### (2) 加算支援金の受給状況

・ 加算支援金の受給状況をみると、「受けた」の割合が49.2%と最も多くなっており、次いで、「受けなかった、今後も受ける予定はない」の割合が23.4%となっている。

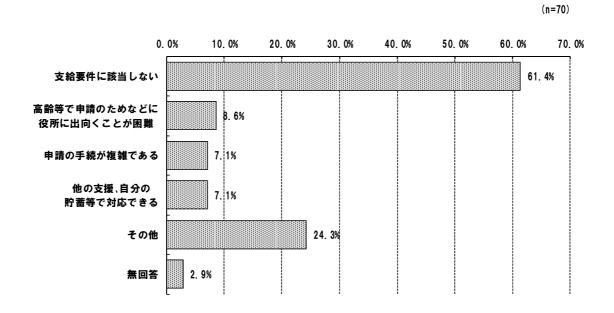
図表 37 加算支援金の受給状況 (SA)



・ 加算支援金を受けなかった理由をみると、「支給要件に該当しない」の割合が 61.4%と 最も多くなっており、次いで、「高齢等で申請のためなどに役所に出向くことが困難」 の割合が 8.6%、「申請手続きが複雑である」の割合が 7.1%、「他の支援、自分の貯蓄 等で対応できる」の割合が 7.1%となっている。

図表 38 加算支援金を受けなかった理由 (MA)

 $\mathbf{S}$ 

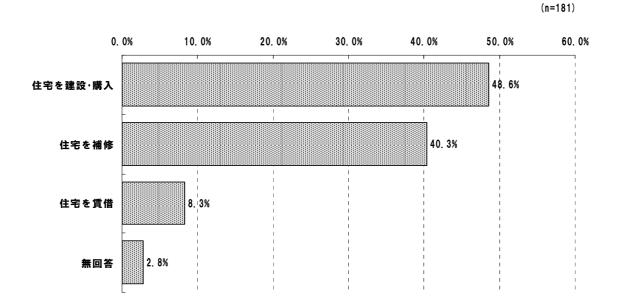


#### (3) 加算支援金の内訳

・ 支給された加算支援金の内訳をみると、「住宅を建設・購入」の割合が 48.6%と最も多くなっており、次いで、「住宅を補修」の割合が 40.3%となっている。

図表 39 加算支援金の内訳 (SA)

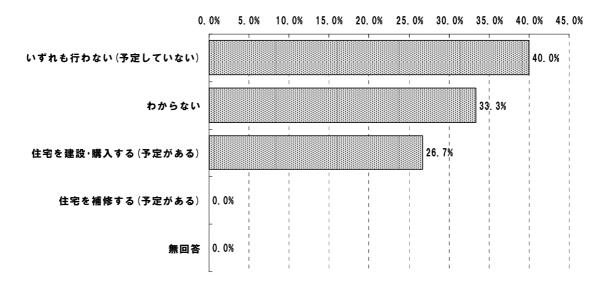
(調査対象者の内加算支援金を申請・受給した世帯)



・ 加算支援金の内訳で「住宅を賃借」と回答した世帯を対象に、今後、住宅を建設・購入、補修予定の有無をみると、「いずれも行わない」の割合が40.0%と最も多くなっており次いで、「わからない」の割合が33.3%、「住宅を建設・購入する」の割合が26.7%となっている。

図表 40 今後、住宅を建設・購入、補修予定の有無 (SA)

(n=15)

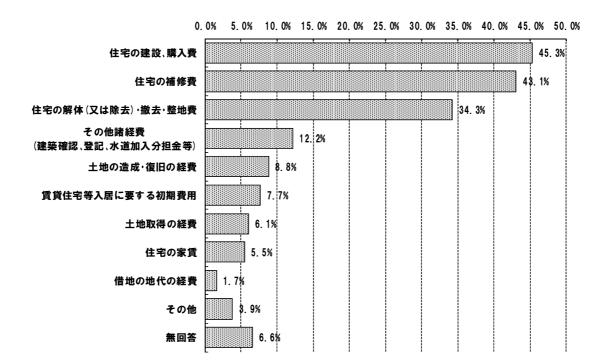


# (4) 世帯が受給した加算支援金の用途

・ 世帯が受給した加算支援金の用途をみると、「住宅の建設、購入費」の割合が 45.3% と 最も多くなっており、次いで、「住宅の補修費」の割合が 43.1%となっている。

図表 41 世帯が受給した加算支援金の用途 (MA) (調査対象者の内加算支援金を申請・受給した世帯)

(n=181)



# (5) 加算支援金の効果について

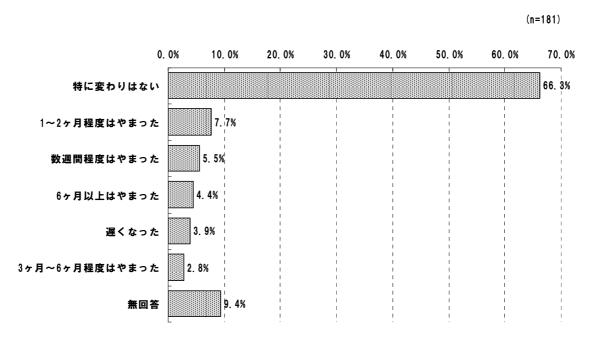
・ 加算支援金の申請・受給者に対して、加算支援金による住家の再建方法の変化について みると、「特に変わりはない」の割合が 64.1%と最も多くなっている。

図表 42 加算支援金による住家の再建方法の変化(SA) (調査対象者の内加算支援金を申請・受給した世帯)

(n=181)0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0% 特に変わりはない 64.1% 被災した住家の補修を予定→ 9. 9% 新たに住家を建設・購入 賃貸住宅への引越予定→ 6.1% 被災した住家を補修 賃貸住宅への引越予定→ 4. 4% 新たに住家を建設・購入 4. 4% その他 11.0% 無回答

・ 加算支援金の申請・受給者について、加算支援金による再建時期の変化をみると、「特に変わりはない」の割合が 66.3%と最も多くなっている。一方、「再建の時期がはやまった」の割合も、20.4%となっている。

図表 43 加算支援金による再建時期の変化 (SA) (調査対象者の内加算支援金を申請・受給した世帯)



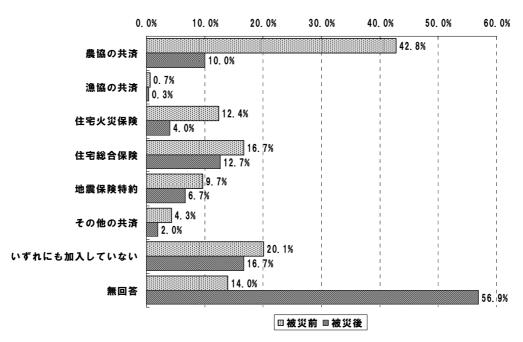
# 2-6. その他

### (1) 住宅・家財に対する保険等の加入状況

- ・ 被災前の住宅・家財に対する損害保険・共済への加入状況をみると、「農協の共済」の割合が42.8%と最も多くなっており、次いで、「住宅総合保険」の割合が16.7%、「住宅 火災保険」の割合が12.4%となっている。
- ・ また、被災後の住宅・家財に対する損害保険・共済への加入状況をみると、「住宅総合保険」の割合が12.7%と最も多くなっており、次いで、「農協の共済」の割合が10.0%となっている。一方で、無回答(未加入と考えられる)の割合が56.9%と大幅に増加となっている。

図表 44 被災前後の住宅·家財に対する損害保険·共済への加入状況 (MA)

(n=299)



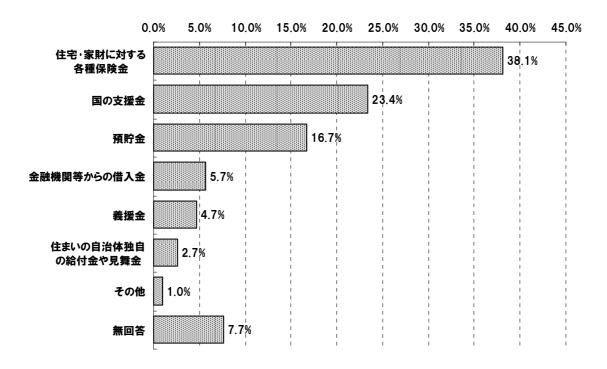
注)「被災前後」は「被災する直前の1ヶ月間」と「被災後1ヶ月が経過した後の1ヶ月間」を指す。また、被災後は被災後加入したものを示す。

# (2) 必要経費(住宅や家財)に占める各種資金の割合

・ 必要経費(住宅や家財)に占める各種資金の割合をみると、「住宅・家財に対する各種保険金」の割合が38.1%と最も高くなっており、次いで、「国の支援金」の割合が23.4%、「預貯金」の割合が16.7%となっている。

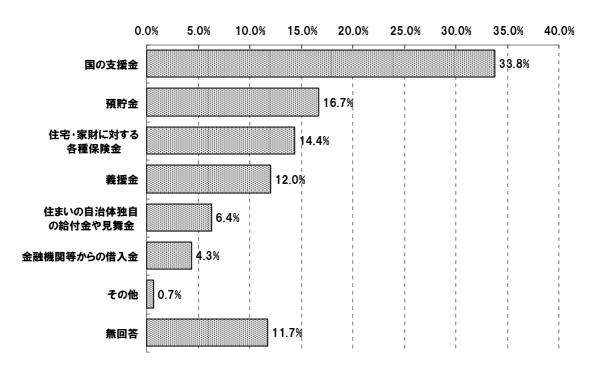
図表 45 必要経費(住宅や家財)に占める各種資金の割合(1番目)

(n=299)



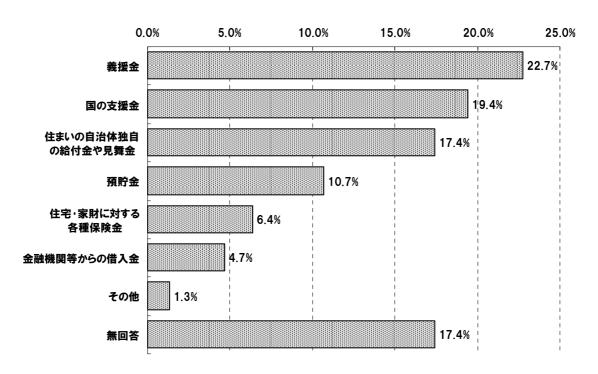
図表 46 必要経費(住宅や家財)に占める各種資金の割合(2番目)

(n=299)



図表 47 必要経費(住宅や家財)に占める各種資金の割合(3番目)

(n=299)



# Ⅲ. 都道府県及び被災市町村アンケート調査

# 1 アンケートの実施概要

# 1-1. 調査対象

• 対象地方公共団体 10 都道府県、14 市町村。

# 1-2. 調査項目

・ 都道府県、市町村に対して、以下の調査項目で調査を行った。

図表 48 調查項目(都道府県)

	図表 48 調査項目(都追附県)
分類	質問項目
	問 1 制度の説明の有無
	問 1-1 制度の説明の方法
	問 1-2 説明会開催回数
	問 1-3 説明会開催時期
	問 2 独自の給付金制度等の説明
制度の説明について	問 2-1 説明の方法
	問 2-2 説明会開催回数
	問 2-3 説明会開催時期
	問3 支援制度の広報
	問 3-1-① 説明の方法
	問 3-1-② 実施時期
	問 4-① 被災市町村からあった相談内容
	問 4-② 被災市町村から最も多かった質問
	問 4-③ 質問への対応状況
相談内容について	問 4-1 対応が思わしくなかったものについての改善点等
竹談内台に 力いて	問 5-① 被災世帯からあった相談内容
	問 5-② 被災世帯から最も多かった質問
	問 5-③ 質問への対応状況
	問 5-1 対応が思わしくなかったものについての改善点等
	問 6-1 制度が適用される住家被害の規模要件について
	問 6-2 対象となる世帯の被害程度について
	問 6-3 支給される支援金額について
支援制度の評価と改善点	問 6-4 申請書の様式について
	問 6-5 申請の受付、確認等の事務手続について
	問7 被災者生活再建支援制度全般についての評価
	問8 支援制度に必要な改善点等
連携等	問 9 他機関からの支援の状況
上	問 10 派遣受入状況
その他	問 11 支援制度全般への意見

図表 49 調査項目(市町村)

/ \ \ ster	凶衣 49 調宜項日(印画刊) 
分類	質問項目
	問1 国・県からの制度の説明の有無
	問 1-1-① 制度の説明の方法
	問 1-1-② 理解度
	問 2 支援制度の広報
	問 2-1-① 説明の方法
判束の説明も空口も内の仕制	問 2-1-② 実施時期
制度の説明や窓口対応の体制	問3 被災者からの問い合わせが多かった時期
について	問 4 申請書の受理を開始した時期
	問 5 被災者の申請が多かった時期
	問 6 受付対応
	問7 説明や相談の体制強化
	問8 被災者に関する情報の各部署との情報共有
	問9 事務手続遂行上の課題
	問 10-① 被災世帯からあった相談内容
1=-de 1 -t	問 10-② 被災世帯から最も多かった質問
相談内容について	問 10-③ 質問への対応状況
	問 10-1 対応が思わしくなかったものについての改善点等
	問 11-1 制度が適用される住家被害の規模要件について
	問 11-2 対象となる世帯の被害程度について
	問 11-3 支給される支援金額について
支援制度の評価と改善点	問 11-4 申請書の様式について
	問 11-5 申請の受付、確認等の事務手続について
	問 12 被災者生活再建支援制度全般についての評価
	問 13 支援制度に必要な改善点等
	問 14 他機関からの支援の状況
	問 15 派遣受入状況
	問 16 システム導入状況
連携等	問 16-1 個人情報の取り扱いについて
7.173 17	問 16-2 導入システムの状況
	問 16-3 システムの認知経路
	問 17 支援制度全般への意見
	問 18 総合相談窓口の実施状況
	問 18-1 総合相談窓口の異胞状況 問 18-1 総合相談窓口の開設時期
	問 18-2 窓口での対応内容
	問 18-2   窓口への応援の有無
連携等	
	問 19-1 就労支援の実施状況
	問 19-2 コミュニティ形成支援の実施状況 問 20 被災者支援策実施における連携の有無
	問 21 被災者支援策実施における連携内容

# 1-3. 調査方法

・ オンライン (メール) 配布・オンライン (メール) 回収

# 1-4. 回収結果

・ 回収率及び有効回答率はともに100%である。

# 1-5. 図表中の記号の意味について

(n=):回答者数を示している。

・ (SA):単数回答を示している。

・ (MA): 複数回答を示している。

・ なお、都道府県・市町村アンケートともに、母数(総回収数)が少ないため、実数で記載している(図表上は参考として%値も記載している)

# 2 アンケートの調査結果

## 2-1. 都道府県

## (1) 被災者生活再建支援制度の説明について

・ 被災直後に被災市町村に対して被災者生活再建支援制度の説明は、すべての団体で実施 している。

図表 50 被災者生活再建支援制度の説明 (SA)

実施した	実施した実施しなかった		合計	
10	0	0	10	
100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	

・ 被災者生活再建支援制度の説明の方法をみると、「電話等による口頭」が 10 団体と最も多くなっている。

図表 51 被災者生活再建支援制度の説明の方法 (MA)

説明会の開催	通知や電子メ ール等による 文書	電話等による口頭	その他	無回答	合計
3	9	10	1	0	10
30.0%	90.0%	100.0%	10.0%	0.0%	100.0%

・ 同一市町村における説明会の開催回数をみると、すべての団体が「1回」である。

図表 52 同一市町村における説明会の開催回数 (SA)

1回	2回	3回以上	無回答	合計
3	0	0	0	3
100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

・ 説明会を最初に実施した時期をみると、すべての団体が「発災後1週間未満」である。

図表 53 説明会を最初に実施した時期 (SA)

発災後 1週間 未満	発災後 1週間 ~2週 間未満	発災後 2週間 ~3週 間未満	発災後 3週間 ~1ヶ 月未満	発災後 1ヶ月 ~2ヶ 月未満	発災後 2ヶ月 ~3ヶ 月未満	発災後 3ヶ月 ~6ヶ 月未満	発災後 6ヶ月 以降	無回答	合計
3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

- ・ 被災者生活再建支援制度に関する広報活動の実施状況(都道府県)をみると、すべての 団体で「実施した」となっている。
- ・ 広報の実施方法(都道府県)をみると、「貴団体のホームページで周知」が7団体と最も多くなっている。

図表 54 被災者生活再建支援制度に関する広報活動の実施状況(都道府県) (SA)

実施した	実施しなかった	無回答	合計
10	0	0	10
100.0%	0.0%	0.0%	100.0%

図表 55 広報の実施方法(都道府県) (MA)

広報紙で 周知	貴団体の ホームペ ージで周 知	住民説明 会を開催 し周知	コミュニテ ィFM、 CATV、新 聞等を通 じて周知	文書、口 頭で個別 に周知	その他	無回答	合計
1	7	0	1	1	1	0	1
10.0%	70.0%	0.0%	10.0%	10.0%	10.0%	0.0%	10.0%

・ 広報を最初に行った時期(都道府県)をみると、ホームページによる周知を実施した都道府県においては、「発災後1週間未満」が3団体と最も多くなっている。

図表 56 広報を最初に行った時期(都道府県) (SA)

広 報 手 段	発災後1週間未満	週間未満 発災後1週間~2	週間未満 発災後2週間~3	ケ月未満発災後3週間~1	ゲ月未満 発災後1ヶ月~2	ゲ月未満 発災後2ヶ月~3	ゲ月未満 発災後3ヶ月~6	発災後6ヶ月以降	無回答	合計
広報紙で周知	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
万井以市以で「日入口	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
ホームページで	3	2	1	1	0	0	0	0	0	7
周知	42.9%	28.6%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
コミュニティ FM、 CATV、新聞等を	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
通じて周知	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
文書、口頭で個	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
別に周知	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

### (2) 地方公共団体の給付金制度の説明について

- ・ 地方公共団体の給付金制度の説明をみると、「制度があり、説明を行った」が7団体と 最も多くなっている。
- ・ また、「制度があり、説明を行った」団体において、地方公共団体の給付金制度の説明 の方法をみると、「通知や電子メール等による文書」「電話等による口頭」がともに 6 団体と最も多くなっている。

図表 57 地方公共団体の給付金制度の説明 (SA)

制度があり、説明を 行った	制度はあるが、説明は行わなかった	制度はない	無回答	合計
7	0	3	0	10
70.0%	0.0%	30.0%	0.0%	100.0%

図表 58 地方公共団体独自の給付金制度の説明の方法 (MA)

説明会を開催した(国の 支援制度と 同時に実 施)	説明会を開催した(国の 支援制度と 異なる時期 に実施)	通知や電子 メール等に よる文書	電話等による口頭	その他	無回答	合計
1	1	6	6	1	0	7
14.3%	14.3%	85.7%	85.7%	14.3%	0.0%	100.0%

図表 59 同一市町村における説明会の開催回数 (SA)

1回	2回	3回以上	無回答	合計
1	1	0	0	2
50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%

図表 60 説明会を最初に実施した時期 (SA)

発災後1 週間未 満	発災後1 週間~2 週間未 満	発災後2 週間~3 週間未 満	発災後3 週間~1 ヶ月未満	発災後1 ヶ月〜2 ヶ月未満	発災後2 ヶ月~3 ヶ月未満	発災後3 ヶ月~6 ヶ月未満	発災後6	無回答	合計
1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

# (3) 被災市町村からの相談内容について

・ 被災市町村からの相談内容をみると、「支給対象となる世帯について」と「申請書類 や必要な添付書類について」が9団体で最も多くなっている。

図表 61 被災市町村からの相談内容 (MA)

帯について	支給対象となる世	基礎支援金につい	加算支援金につい	支給限度額につい	請求方法について	添付書類について	申請期間について	について 支援金の支払時期	その他	無回答	合計
	9	6	6	5	5	9	3	7	1	0	10
90	0.0%	60.0%	60.0%	50.0%	50.0%	90.0%	30.0%	70.0%	10.0%	0.0%	100.0%

- ・ また、最も多かった相談内容をみると、「申請書類や必要な添付書類について」が7 団体と最も多くなっている。
- ・ 各種相談内容の対応状況(被災市町村)をみると、「その他」以外の相談内容においては、「すぐに対応できた」が最も多くなっている。なお「その他」の具体的な内容は住家の被害認定に関することであり、内閣府との間で確認等が必要となったため「すぐに対応できなかった」の回答となっている。

図表 62 最も多かった相談内容(被災市町村) (SA)

帯について 支給対象となる世	て 基礎支援金につい	加算支援金につい	支給限度額につい	請求方法について	添付書類について申請書類や必要な	申請期間について	について支援金の支払時期	その他	無回答	<b></b>
2	0	0	0	0	7	0	0	1	0	10
20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	70.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	100.0%

図表 63 各種相談内容の対応状況(被災市町村) (SA)

	すぐに対応できた	すぐに対応できた	すぐに対応できなどちらかといえば	かった (説明に時間すぐに対応できな	どちらとも	無回答	合計
支給対象となる	6	3	0	0	0	0	9
世帯について	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
基礎支援金	5	1	0	0	0	0	6
について	83.3%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
加算支援金	5	1	0	0	0	0	6
について	83.3%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
支給限度額	4	1	0	0	0	0	5
について	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
請求方法	4	1	0	0	0	0	5
について	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
申請書類や必要な	6	3	0	0	0	0	9
添付書類について	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
申請期間	2	1	0	0	0	0	3
について	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
支援金の支払時期	4	3	0	0	0	0	7
について	57.1%	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
スの仏	0	0	0	1	0	0	1
その他	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%

# (4) 被災世帯からの相談内容について

・ 被災世帯からの相談内容をみると、「加算支援金について」が3団体と最も多くなっている。なお、「その他」の2団体は、具体的には特に被災世帯からの相談がなかったとの回答内容である。

図表 64 被災世帯からの相談内容 (MA)

について	支給対象となる世帯	基礎支援金について	加算支援金について	支給限度額について	請求方法について	付書類について申請書類や必要な添	申請期間について	ついて支援金の支払時期に	その他	無回答	合計
	2	0	3	0	2	2	0	2	2	2	10
2	0.0%	0.0%	30.0%	0.0%	20.0%	20.0%	0.0%	20.0%	20.0%	20.0%	100.0%

図表 65 被災世帯からもっとも多かった相談内容(SA)

支給対象となる世帯	基礎支援金について	加算支援金について	支給限度額について	請求方法について	付書類について申請書類や必要な添	申請期間について	ついて支援金の支払時期に	その他	無回答	合計
0	0	2	0	1	2	0	1	0	4	10
0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	10.0%	20.0%	0.0%	10.0%	0.0%	40.0%	100.0%

・ 各種相談内容の対応状況(被災世帯)をみると、いずれの相談内容においても、「すぐに対応できた」もしくは「どちらかといえばすぐに対応できた」となっている。

図表 66 各種相談内容の対応状況(被災世帯) (SA)

図表 66 各種相談内容の対応状況(被災世帯)(SA)										
	すぐに対応できた	すぐに対応できた	すぐに対応できなどちらかといえば	かった (説明に時間すぐに対応できな	どわらとも	無回答	合計			
支給対象となる	1	1	0	0	0	0	2			
世帯について	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%			
基礎支援金	0	0	0	0	0	0	0			
について	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%			
加算支援金	1	2	0	0	0	0	3			
について	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%			
支給限度額	0	0	0	0	0	0	0			
について	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%			
請求方法	2	0	0	0	0	0	2			
について	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%			
申請書類や必要な	0	2	0	0	0	0	2			
添付書類について	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%			
申請期間	0	0	0	0	0	0	0			
について	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%			
支援金の支払時期	1	1	0	0	0	0	2			
について	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%			
その他	0	0	0	0	0	2	2			
ての旭	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%			

# (5) 被災者生活再建支援制度の評価と改善点

・ 被災者生活再建支援制度全般に関する評価をみると、「概ね満足である」が4団体と最も多くなっている。

図表 67 被災者生活再建支援制度全般に関する評価 (SA)

満足である	概ね満足で ある	やや不満で ある	不満である	どちらともい えない	無回答	合計
1	4	2	3	0	0	10
10.0%	40.0%	20.0%	30.0%	0.0%	0.0%	100.0%

図表 68 被災者生活再建支援制度の評価 (SA)

	概ね妥当	改善すべき	わからない	無回答	合計
制度が適用される住家被	3	7	0	0	10
害の規模要件について	30.0%	70.0%	0.0%	0.0%	100.0%
対象となる世帯の被害程	6	4	0	0	10
度について	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%	100.0%
支給される支援金額	9	1	0	0	10
について	90.0%	10.0%	0.0%	0.0%	100.0%
申請書の様式について	10	0	0	0	10
中胡音の水丸について	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
申請の受付、確認等の事	10	0	0	0	10
務手続について	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

# (6) その他、関係機関との連携や支援制度に関して

・ 他機関からの支援の状況をみると、「特になかった」が7団体と最も多くなっており、次いで、「他の災害で被災経験のある都道府県への相談や協力を受けた」が3 団体となっている。

図表 69 他機関からの支援の状況(都道府県) (MA)

他の災害で	他の災害で					
被災経験の	被災経験の	大学等の研	その他の機			
ある都道府	ある市町村	究機関への	関への相談	特になかっ	無回答	合計
県への相談	への相談や	相談や協力	や協力を受	<i>t</i> =	無凹合	口引
や協力を受	協力を受け	を受けた	けた			
けた	<i>t</i> =					
3	1	1	0	7	0	10
30.0%	10.0%	10.0%	0.0%	70.0%	0.0%	100.0%

図表 70 他団体からの職員派遣の受け入れ状況(都道府県) (SA)

	(都道府県)	(市町村)	(民間等)	(都道府県)	(市町村)	(民間等)	無回答	合計
住家の被害認定	0	0	0	1	3	0	7	10
業務	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	30.0%	0.0%	70.0%	100.0%
罹災証明発行	0	0	0	1	2	0	8	10
業務	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	20.0%	0.0%	80.0%	100.0%
その他生活再建 支援制度に関す	0	0	0	1	1	0	9	10
る業務	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	10.0%	0.0%	90.0%	100.0%

# 2-2. 市町村

# (1) 被災者生活再建支援制度の説明について

- ・ 国や都道府県による被災者生活再建支援制度の説明をみると、「説明があった」が 13 団体となっている。適用の判断は都道府県において行うが、実際の申請については市町村が窓口となるため、市町村に対する説明は必要と考えられる。国においては、適用の可能性がある災害が発生した時点で関係都道府県に通知をはじめとする連絡・説明を実施している。
- ・ 「国や都道府県による被災者生活再建支援制度の説明の方法」をみると、「通知や電子メール等による文書での説明」と「電話等による口頭での説明」がともに 10 団体と最も多くなっている。

図表 71 国や都道府県による被災者生活再建支援制度の説明 (SA)

説明があった	説明は特になかった	無回答	合計
13	1	0	14
92.9%	7.1%	0.0%	100.0%

図表 72 国や都道府県による被災者生活再建支援制度の説明の方法 (MA)

説明会の開催	通知や電子メール等による文書	電話等による口頭	その他	無回答	合計
3	10	10	1	0	13
23.1%	76.9%	76.9%	7.7%	0.0%	100.0%

・ 制度に関する理解度(説明方法別)説明方法別にみると、いずれも「大変よく理解できた」「理解できた」を合わせるとすべての団体が理解できたとしている。

図表 73 制度に関する理解度(説明方法別) (SA)

	大変よく理解	理解できた	<b>いえない</b>	できなかった	理解でき	無回答	合計
┃ ┃ 説明会での説明	1	2	0	0	0	0	3
就明安(の就明	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
通知や電子メール等	1	9	0	0	0	0	10
による文書での説明	10.0%	90.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
電話等による口頭で	2	8	0	0	0	0	10
の説明	20.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
その他	1	0	0	0	0	0	1
で OTIE	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

- ・ 被災者生活再建支援制度に関する被災者に対する広報活動の実施状況(市町村)をみる と、すべての団体が実施している。制度の適用となる住民に対しては、周知等が重要で あるため、必ず実施すべきと考える。
- ・ 広報の実施方法(市町村)をみると、「文書、口頭で個別に通知」が12団体と最も多くなっており、次いで、「広報紙で周知」「貴団体のホームページで周知」となっている。

図表 74 被災者生活再建支援制度に関する広報活動の実施状況(市町村) (SA)

実施した	実施しなかった	無回答	合計
14	0	0	14
100.0%	0.0%	0.0%	100.0%

図表 75 広報の実施方法(市町村) (MA)

広報紙で	貴団体の ホームペ ージで周 知	住民説明 会を開催 し周知	コミュニテ ィFM、 CATV、新 聞等を通 じて周知	文書、口 頭で個別 に周知	その他	無回答	合計
1	. 10	5	1	12	3	0	14
78.6%	71.4%	35.7%	7.1%	85.7%	21.4%	0.0%	100.0%

・ 広報を最初に行った時期(市町村)をみると、「広報紙で周知」については、「発災後3週間~1ヶ月未満」が5団体と最も多くなっており、次いで、「発災後1週間~2週間」となっている。「文書、口頭で個別に周知」については、「発災後1週間未満」及び「発災後3週間~1ヶ月未満」が5団体と最も多くなっている。。

図表 76 広報を最初に行った時期(市町村) (SA)

広 報 手 段	1週間未満	1週間~2週間	2週間~3週間	3週間~1ヶ月	1ヶ月~2ヶ月	2ヶ月~3ヶ月	3ヶ月~6ヶ月	6ヶ月以降	無回答	合計
広報紙で周知	2	1	4	2	2	0	0	0	0	11
は	18.2%	9.1%	36.4%	18.2%	18.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
ホームページで周	1	3	4	2	0	0	0	0	0	10
知	10.0%	30.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
住民説明会を開催	0	1	3	1	0	0	0	0	0	5
し周知	0.0%	20.0%	60.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
コミュニティ FM、CATV、新聞	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
等を通じて周知	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
文書、口頭で個別	1	1	6	2	1	1	0	0	0	12
に周知	8.3%	8.3%	50.0%	16.7%	8.3%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
その他	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
その他	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

・ 被災者からの問い合わせが最も多かった時期をみると、「発災後3週間~1ヶ月未満」 が5団体と最も多くなっている。

図表 77 被災者からの問い合わせが多かった時期(SA)

発災後 1週間 未満	発災後 1週間 ~2週 間未満	発災後 2週間 ~3週 間未満	発災後 3週間 ~1ヶ 月未満	発災後 1ヶ月 ~2ヶ 月未満	発災後 2ヶ月 ~3ヶ 月未満	発災後 3ヶ月 ~6ヶ 月未満	発災後 6ヶ月 以降	無回答	合計
1	3	3	5	2	0	0	0	0	14
7.1%	21.4%	21.4%	35.7%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

・ 申請書の受理を開始した時期をみると、「発災後2週間~3週間」と「発災後3週間~1ヶ月未満」がともに4団体と最も多くなっている。

図表 78 申請書の受理を開始した時期 (SA)

発災後 1週間 未満	発災後 1週間 ~2週 間未満	発災後 2週間 ~3週 間未満	発災後 3週間 ~1ヶ 月未満	発災後 1ヶ月 ~2ヶ 月未満	発災後 2ヶ月 ~3ヶ 月未満	発災後 3ヶ月 ~6ヶ 月未満	発災後 6ヶ月 以降	無回答	合計
2	1	4	4	3	0	0	0	0	14
14.3%	7.1%	28.6%	28.6%	21.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

・ 被災者の申請が最も多かった時期をみると、「発災後1ヶ月~2ヶ月」が5団体で最 も多くなっている。

図表 79 被災者の申請が最も多かった時期 (SA)

発災後1週間未満	発災後1週間~2週間未満	発災後2週間~3週間未満	発災後3週間~1ヶ月未満	発災後1ヶ月~2ヶ月未満	発災後2ヶ月~3ヶ月未満	発災後3ヶ月~6ヶ月未満	発災後6ヶ月~8ヶ月未満	発災後8ヶ月~10ヶ月未満	発災後 10ヶ月以降	無回答	<b></b> 合計
0	0	2	4	5	1	1	0	0	1	0	14
0.0%	0.0%	14.3%	28.6%	35.7%	7.1%	7.1%	0.0%	0.0%	7.1%	0.0%	100.0%

・ 申請書類の受付対応(庁舎以外での特段の対応)をみると、「郵送による受付」が 9団体と最も多くなっており、次いで、「本庁舎以外の場所での受付」が6団体と なっている。

図表 80 申請書類の受付対応について (SA)

	行った	行わなかった	わからない	無回答	合計
夜間の受付	3	11	0	0	14
後間の支引	21.4%	78.6%	0.0%	0.0%	100.0%
ナーロ 団 の 平 仕	5	8	0	1	14
土・日曜の受付	35.7%	57.1%	0.0%	7.1%	100.0%
本庁舎以外の場所	6	8	0	0	14
での受付	42.9%	57.1%	0.0%	0.0%	100.0%
被災者の自宅等に	5	8	0	1	14
出向いての受付	35.7%	57.1%	0.0%	7.1%	100.0%
郵送による受付	9	5	0	0	14
型区による文刊	64.3%	35.7%	0.0%	0.0%	100.0%

・ 被災者生活再建支援制度の説明や相談に応じるための体制強化をみると、「特別な体制強化は行っていない」が8団体と最も多くなっている。

図表 81 被災者生活再建支援制度の説明や相談に応じるための体制強化(SA)

被災者生活再 建支援制度を 所管する部署 の職員を増員 配置した	他の制度を所管する他部署からの応援職員を配置した	特別な体制強化は行っていない	その他	無回答	合計
0	2	8	4	0	14
0.0%	14.3%	57.1%	28.6%	0.0%	100.0%

・ 被災者に関する各種情報の担当部署間の共有をみると、すべての団体において、「概 ね情報共有できた」となっている。

図表 82 被災者に関する各種情報の担当部署間の共有(SA)

概ね情報共有できた	あまり情報共有できな かった	どちらともいえない	無回答	合計
14	0	0	0	14
100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

## (2) 被災世帯からの相談内容について

・ 被災世帯からの相談内容をみると、「支給対象となる世帯について」が 12 団体と最も 多くなっており、次いで「加算支援金について」となっている。

図表 83 被災世帯からの相談内容 (MA)

帯にてして	またりで 支給対象となる世	基礎支援金について	加算支援金について	支給限度額について	請求方法について	添付書類について申請書類や必要な	申請期間について	について支援金の支払時期	その他	無回答	合計
	12	10	11	8	7	10	10	9	4	0	14
	85.7%	71.4%	78.6%	57.1%	50.0%	71.4%	71.4%	64.3%	28.6%	0.0%	100.0%

・ また、最も多かった相談内容(被災世帯)をみると、「支給対象となる世帯について」 が5団体と最も多くなっている。

図表 84 最も多かった相談内容(被災世帯) (SA)

帯についてを給対象となる世	基礎支援金について	加算支援金について	支給限度額について	請求方法について	添付書類について申請書類や必要な	申請期間について	たでいて、大震金の支払時期	その他	無回答	伯計
5	0	1	1	1	3	0	1	1	1	14
35.7%	0.0%	7.1%	7.1%	7.1%	21.4%	0.0%	7.1%	7.1%	7.1%	100.0%

・ 各種相談内容の対応状況(被災世帯)をみると、いずれの相談内容についても、ほぼ「すぐに対応できた」、「どちらかといえばすぐに対応できた」となっている。

図表 85 各種相談内容の対応状況(被災世帯) (SA)

	凶表 85 名	合性怕談內	谷の刈心か	況(被災世	せ帯)(SA)	)	
	すぐに対応できた	すぐに対応できた	すぐに対応できなどちらかといえば	かった(説明に時間すぐに対応できな	どちらとも	無回答	合 計
支給対象となる	7	5	0	0	0	0	12
世帯について	58.3%	41.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
基礎支援金	9	1	0	0	0	0	10
について	90.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
加算支援金	6	4	0	1	0	0	11
について	54.5%	36.4%	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	100.0%
支給限度額	6	2	0	0	0	0	8
について	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
請求方法	5	2	0	0	0	0	7
について	71.4%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
申請書類や必要な	5	5	0	0	0	0	10
添付書類について	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
申請期間	8	2	0	0	0	0	10
について	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
支援金の支払時期	5	2	2	0	0	0	9
について	55.6%	22.2%	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
その他	1	2	1	0	0	0	4
ての他	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

# (3) 被災者生活再建支援制度の評価と改善点

・ 被災者生活再建支援制度全般に関する評価をみると、「概ね満足である」が9団体と最 も多くなっており、「満足である」と合わせると11団体となっている

図表 86 被災者生活再建支援制度全般に関する評価 (SA)

満足である	概ね満足で ある	やや不満で ある	不満である	どちらともい えない	無回答	合計
2	9	2	0	1	0	14
14.3%	64.3%	14.3%	0.0%	7.1%	0.0%	100.0%

・ 被災者生活再建支援制度の評価について、各項目をみると、いずれの項目でも「概ね 妥当」が最も多くなっている。

図表 87 被災者生活再建支援制度の評価 (SA)

	概ね妥当	改善すべき	わからない	無回答	合計
制度が適用される住家被	10	3	1	0	14
害の規模要件について	71.4%	21.4%	7.1%	0.0%	100.0%
対象となる世帯の被害程	12	1	1	0	14
度について	85.7%	7.1%	7.1%	0.0%	100.0%
支給される支援金額	8	3	3	0	14
について	57.1%	21.4%	21.4%	0.0%	100.0%
申請書の様式について	13	1	0	0	14
中胡音の様式について	92.9%	7.1%	0.0%	0.0%	100.0%
申請の受付、確認等の事	14	0	0	0	14
務手続について	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

# (4) その他、関係機関との連携に関して

・ 他機関からの支援の状況をみると、「特になかった」が9団体で最も多くなっている。

図表 88 他機関からの支援の状況(市町村) (MA)

他の災害で	他の災害で						
被災経験の	被災経験の	大学等の研	その他の機				
ある都道府	ある都道府 ある市町村		関への相談	特になかっ	<b>年</b> 同交	∆ <del>=</del> ⊥	
県への相談	への相談や	相談や協力	や協力を受	た	無回答	合計	
や協力を受	協力を受け	を受けた	けた				
けた	た						
0	3	3	0	9	0	14	
0.0%	21.4%	21.4%	0.0%	64.3%	0.0%	100.0%	

図表 89 他団体からの職員派遣の受け入れ状況(市町村) (SA)

	(都道府県)	(市町村)	(民間等)	(都道府県)	(市町村)	(民間等)	無回答	合計
住家の被害認定	0	0	0	1	2	0	12	14
業務	0.0%	0.0%	0.0%	7.1%	14.3%	0.0%	85.7%	100.0%
罹災証明発行	0	0	0	2	2	1	12	14
業務	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	14.3%	7.1%	85.7%	100.0%
その他生活再建 支援制度に関す	0	0	0	1	0	0	13	14
る業務	0.0%	0.0%	0.0%	7.1%	0.0%	0.0%	92.9%	100.0%

# (5) 生活再建支援制度に関する業務に係るシステムやデータベースの運用状況

- ・ 被災者台帳などを活用したシステムやデータベースの導入状況をみると、「導入した」 が2団体となっている。
- ・ 導入したシステムは被災者台帳を用いた生活再建支援システムであり、都道府県から の紹介により導入されている。

図表 90 被災者台帳などを活用したシステムやデータベースの導入状況 (SA)

導入した	導入していない	無回答	合計
2	12	0	14
14.3%	85.7%	0.0%	100.0%

図表 91 導入したシステム (SA)

被災者台帳を用いた生活再建支援システム	被災者支援システム	自治体内で独自に作成	その他	無回答
2	0	0	0	0
100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

図表 92 導入したシステムの認知経路 (SA)

有識者からの紹	都道府県からの	独自に情報収集	その他	無回答	
介	紹介	を行い探した	ての他	台回無	
0	2	0	0	0	
0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

# (6) 窓口対応について

・ 総合相談窓口の設置状況をみると、「設置した」が9団体となっている。

図表 93 総合相談窓口の設置状況 (SA)

		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
設置した	設置しなかった	無回答	合計
9	5	0	14
64.3%	35.7%	0.0%	100.0%

・ 総合相談窓口の開設時期をみると、「発災後1週間未満」が4団体と最も多い。

図表 94 総合相談窓口の開設時期 (SA)

E Service de la laboración de laboración de la laboración de laboración de laboración de laboración de laboración de laboración de laboración							
発災後1週間未満	発災後1週間~2 週間未満	発災後2週間~1 ヶ月未満	合計				
4	3	2	9				
44.4%	33.3%	22.2%	100.0%				

・ 窓口で説明や相談に応じた制度をみると、「被災者生活再建支援金」と「税金関係」 がともに8団体と最も多くなっている。

図表 95 窓口で説明や相談に応じた制度 (MA)

被災者 生活再 建支援	義援金	弔慰金	税金関係	その他 住宅の 再建全 般	就労関係	その他	無回答	合計
8	5	4	8	3	0	6	0	14
88.9%	55.6%	44.4%	88.9%	33.3%	0.0%	66.7%	0.0%	100.0%

図表 96 総合相談窓口への応援派遣 (MA)

要員派遣を要請した	要員派遣を要請しなかった	無回答	合計
0	9	0	9
0.0%	100.0%	0.0%	100.0%

# (7) その他の支援策の実施状況

・ その他の支援策の実施状況についてみると、「コミュニティ形成支援」が1団体となっている。

実施した 実施しなかった 無回答 合計 0 14 0 14 就労支援 0.0% 100.0% 0.0% 100.0% コミュニティ形 1 13 0 14 100.0% 成支援 92.9% 7.1% 0.0%

図表 97 その他の支援策の実施状況(市町村)

# (8) 支援を行う上での NPO 法人や民間団体等との連携状況

- ・ 被災者支援を行う上での NPO 法人や民間団体等との連携状況についてみると、「連携を図った」が 6 団体となっている。
- ・ 連携した内容についてみると「必要な支援作について NPO や民間団体からの提言を 受けた」と「支援策の実施そのものを依頼した」が 2 団体となっている

囚役 90 文後を打り上 Cの建協の有無 (印画刊)									
連携を図った	連携を図らなかった	無回答	合計						
6	8	0	14						
42.9%	57.1%	0.0%	100.0%						

図表 98 支援を行う上での連携の有無(市町村)

	必要な支	支援策の				
支援策の	援策につい	実施に際	支援策の		無回答	合計
内容に関し	てNPOや	し、一部業	実施そのも	その他		
て相談をも	民間団体	務を委託す	のを依頼し			
ちかけた	からの提言	るなどの協	た			
	を受けた	力を得た				
1	2	1	2	1	0	6
16.7%	33.3%	16.7%	33.3%	16.7%	0.0%	100.0%

# Ⅳ、被災地方公共団体ヒアリング

#### 1 実施概要

被災地方公共団体ヒアリングについては、アンケート調査結果を踏まえ、以下の2団体を 対象として実施し、アンケート調査に対する回答についてより詳細にその内容を把握した。

#### 図表 99 調査実施対象地方公共団体

#### 〇島根県津和野町

実施日:2014年11月10日(月)

〇埼玉県

実施日:2014年11月26日(水)

〇鹿児島県与論町

実施日:2015年2月25日(水)

## 2 調査結果

## 2-1. 島根県津和野町

#### (1) 被災者生活再建支援制度の説明や相談・受付対応について

#### ① 説明方法について

- ・津和野町においては、「7月28日豪雨における被災者支援に関する各種制度について(お知らせ)」を作成し、各戸への配布、町役場及び町内金融機関に置く、ホームページに掲載するなどにより、被災者への周知を実施。
- ・特に、被災者生活再建支援制度や津和野町災害見舞金(床上浸水以上)の対象となる世帯に対しては、健康福祉課から各世帯への訪問等により、直接周知。

#### ② 被災世帯からの相談内容について

・被災世帯に対しては制度の対象等も含めて説明を行っていたため、特に、質問等はあまりなかったが、高齢の方が多かったため、各種支援の申請書を手書きで記入することが困難な方もいた。これらの方に対しては役場職員が記入の手伝い等を行った。

#### ③ 相談対応窓口の設置状況等について

- ・災害のために新たな部署の設置は行わなかったが、被災者に高齢者が多かったため、 健康福祉課が、被災者のための総合窓口として、対応。被災者は町役場の支援策関係 で訪れた時は、まず、健康福祉課に相談いただき、その後、健康福祉課から各担当部 署に割り振りを行った。
- ・「7月28日豪雨における被災者支援に関する各種制度について(お知らせ)」を健康 福祉課が中心となって作成。作成に当たっては、定期的に開催していた庁内の課長会 議において承認を得て確定した。

#### 4 被災者情報の庁内での共有について

・居住の状況、被害認定調査の結果など、被災者支援に関する情報については、庁内の 課長会議において共有した。共有した情報は、各部署において、被災者支援に活用。 庁内では、行政情報については被災者の支援のためになることであるため、共有すべ きとの認識だった。

## ⑤ 受付対応について

・対象世帯数が多くなかったため、健康福祉課において、増員等は行わずに対応した。

## (2) 被災者生活再建支援制度の課題や改善点

- ・町としては特になし(町民の方の中には、半壊に至らない被害でも支援して欲しいとの 声もあったが、町役場から制度について説明し、納得いただいている)。
- ・町では独自に見舞金も支給している。この見舞金については、支給時は町長または副町 長が直接被災者のところに持参し、手渡しで支給した。金額としては大きなものではな かったが、被災者の方々は喜んでいただけた。金額以上に町からのお見舞いの気持ちを 示すことがとても重要と感じた。

### (3) 関係機関との連携について

- ・被災者生活再建支援制度においては、健康福祉課職員で対応したが、被害認定調査や災害の査定等においては、県内の他の市町村や「ささつな自治体協議会」の構成市町村から、災害応援協定に基づき職員派遣を行っていただき、対応した。
- ・派遣職員の期間は、1週間、1ヶ月、3ヶ月等。1週間では短期間。3ヶ月派遣いただいた市町村もあり、非常にありがたかったが、派遣元の市町村においても、限られた職員数の中での対応のため、1ヶ月派遣でも十分に助かった。

## (4) 被災者生活再建支援制度等、被災者支援全般について

- ・大きな自然災害を経験したことがなかったため、今回の対応については、手探りの部分 もあった。こうした対応が平時から準備できれば良いが、起こってからでなければ分か らない部分もある。避難行動要支援者名簿については、本人の同意を取りつつ、整備を 行っている。
- ・避難所や避難場所については、災害ごとに定めることの重要性を認識している。一方で、 土地の制約上から、避難場所や避難所に指定できる公共施設も限られており、これらの 公共施設の中には土砂災害等では危険な場所もあることから、改めて見直しが必要。
- ・昨年の豪雨では避難所で差が生じた。一部の集会所については、ちょうどエアコンを設置した後だったため快適に過ごしていただけた場所もある一方、保育園については、トイレが園児用の小さいトイレがほとんど(職員用のトイレは1つ)ということで、避難者には不自由をかけた。

・物資も担当したが、例えば、商工会等を経由して「衣類が不足」と呼びかけたところ、 避難者70人前後に対して500着以上の衣類が届いたり、また、事前の連絡もなく、 送っていただいた物資もあったため、その整理等の対応に時間と労力がさかれた。善意 でいただいたものなので、被災者のお役に立てるよう活用したいが、十分に揃っている 物資もあるなど、対応に苦慮した面もある。

# 2-2. 埼玉県

#### (1) 被災者生活再建支援制度の説明について

## ① 被災自治体への説明会等の実施

- ・9月2日の竜巻災害から1週間後にあたる9月9日に被災者生活再建支援制度について、 越谷市役所のそばの会議室で説明を行った。また、被害認定制度の概要の説明もあわせ て実施した。
- ・説明会は、被災者生活再建支援法の適用を受けたのが越谷市のみであったため、越谷市でのみ開催した。

# ② 被災市町村からの相談・質問内容について

- ・東日本大震災での液状化被害により県内でも被災者生活再建支援制度の申請を受け付けていたため、県では手続等に関してある程度理解していた。しかし、越谷市は今回初めて法適用となったため、市からは被災者生活再建支援制度の周知方法や窓口での対応などについての質問が多かった。
- ・その他、電話等では半壊解体に関する問い合わせを受けている。

#### (2) 被災世帯への広報や相談内容について

#### ① 被災世帯への広報

・県ではホームページ上で被災者生活再建支援制度に関する案内を掲載し、広く周知した。 また、越谷市においても広報紙やホームページでの案内、住民説明会などで広報を行っ た。

# ② 被災世帯からの相談内容について

- ・電話については、直接県に相談が寄せられる場合もあれば、市を通して相談が来る場合 の両方のケースがあった。
- ・そのほか、半壊解体として認められる具体的ケースに関する問い合わせ等が多く、そ の場合は滅失証明書や理由書を提出するよう依頼した。
- ・また、必要書類や支給時期に関する質問も受けている。

#### (3) 関係機関との連携について

- ・昨年度に竜巻で被害を受けた茨城県に問い合わせ、被災市町村への説明会の開催方法や 申請手続き等について情報をいただいた。主に、電話やメールで情報提供をいただいて いる。
- ・また、越谷市の職員が直接つくば市を訪問し、対応等について多くの助言や支援をいただいた。
- ・被災経験のある自治体から事務の進め方や対応方法等を教えていただいたことは、非常に 有効であった。

### (4) 被災者生活再建支援制度の評価と改善点

#### ① 県での事務体制等について

・申請書は越谷市で受付し内容を確認した上で、県に提出があったが、当初は一度に 40 件程度の申請が集中することもあった。最初の頃は、越谷市においても申請書を確認するポイント等を十分把握していなかったため、確認等に時間がかかった面もある。

# (5) 支援制度に関して

#### 1 県独自制度について

- ・被災者生活再建支援法では、今回の竜巻災害のように、同一の地域で発生した同一災害 にもかかわらず、住宅全壊世帯数が基準に満たない市町村に居住する者は支援されない という制度上の課題がある。
- ・このため、県では国に制度運用の見直しを要望するとともに、県と全市町村による独自の支援制度(「埼玉県・市町村被災者安心支援制度」)を創設し、平成26年4月以降に発生した災害から適用を開始した。
- ・本支援制度に係る予算は、県で毎年度、当初予算に約1億円を計上し、対象となる被害 が発生した場合に、県から直接被災世帯に支援金を支給するものである。
- ・被災世帯への支給額のうち、2/3は県が負担、1/3は県内の全市町村の負担としている。支援金を支給した場合には、市町村から負担金として県に精算払いをしていただくことになっている。また、市町村相互の負担額は、2割を均等割、8割を直近の国勢調査に基づく世帯数割で按分して算出する。
- ・なお、「埼玉県・市町村被災者安心支援制度」では支援の柱が3つあり、この生活再建 支援金の支給に加え、特別な理由により民間賃貸住宅に入居された全壊世帯に対する家 賃給付金、住家の被害認定などの業務ができる職員を被災市町村に派遣する人的相互応 援制度がある。
- ・本支援制度構築にあたって、大きな反対はなかった。被災市町村だけでなく、全市町村 が相互扶助の観点から負担金やマンパワーを出し合うというスキームに特徴がある。

#### (6) 被災者支援の課題や改善点について

- ・迅速な被害認定が被災者支援の基本である。そういう意味で、被害認定ができる職員の 育成、マンパワーが不足する場合は職員を相互派遣できる体制づくりが必要である。ま た、職員を相互派遣する場合でも、被害認定の実施段階で齟齬がないように日頃から十 分に共同で研修をしていく必要がある。
- ・市町村から被災者に対して、広く周知や広報を実施することも大切である。被災者に対し、どのような支援メニューがあり、どのように手続きを進める必要があるか、速やかに周知する必要がある。

## (7) その他

# ① 住家の被害認定研修について

- ・埼玉県、群馬県及び新潟県の三県知事会を通じ、新潟県の小千谷市にある倒壊家屋を題材に、日帰りの実地研修を年1回共同開催している。研修には各県から県職員及び市町村職員 10 名程度ずつ参加している。午前中が座学、午後が実地研修のカリキュラムとなっている。
- ・また、埼玉県では市町村職員を対象に住家の被害認定に関する説明会を開催している。 平成26年度は演習も含めた研修会を実施し、人材を育成している。

## ② 被災者台帳システムについて

・被災者への迅速な支援や支援漏れの防止を図る上で、被災者台帳は有効なツールの1つである。被害認定から罹災証明書の発行、被災者支援まで一括して管理できるような被災者台帳システムについても、市町村に紹介等を行っている。

# 2-3. 鹿児島県与論町

#### (1) 被災者生活再建支援制度の説明や相談・受付対応について

#### ① 国・県からの説明について

- ・災害発生前から、鹿児島県が毎年5月に災害救助法や被災者生活再建支援法に関する説明会を開催しており、そこに出席している。
- ・台風 16 号以前は、30 年ほど災害救助法適用の実績がなかった。そのため、平成 24 年の台風 16 号 17 号では町として手続き以前に手間取ったところが多く、鹿児島県への支援を要請した。
- ・具体的には、建物被害状況調査及びその後の手続きへの支援を依頼した。台風 16 号時は被災者生活再建支援法の適用 1 週間程度で、2~3日程度県担当者が町に滞在し適宜アドバイスを得られた。平成 25 年時はある程度ノウハウが得られていたので、県の応援は得ていない。

# ② 被災世帯への説明方法について

- ・台風の被害状況を役場職員がとりまとめ、広報を行った。災害被害が大きかったことから、支援についての情報提供を行うということになった。
- ・災害救助法適用後、防災無線、毎週木曜日に配布される週報(全戸配布)、ホームページへの掲載等で周知を行った。週報では10月4日の号で情報提供を開始している。

#### ③ 被災世帯からの相談内容について

- ・支給対象に関する問い合わせが多く見られた。例えば借家の場合実際に住居の修復義務 のある所有者(大家)がなぜ受給できないのかとの問い合わせも見られた。
- ・また、支払時期に関する質問も多く寄せられた。
- ・対応に時間がかかったものは、申請書類の過不足や居住証明が必要となる場合の対応で ある。

# ④ 相談対応窓口の設置状況等について

- ・相談対応は町民福祉課が随時窓口として対応した。
- ・また、10月15日に災害時特別行政相談を実施した。このタイミングとあわせて制度説明も実施し、住民ニーズに合わせて担当や関係機関を振り分けて相談対応をするようにした。例えば、農業・商工系、家屋被害、罹災証明などのテーマ毎に被災者をグループ分けをし、それぞれ産業振興課や商工会、建設課、総務企画課等の担当課が制度説明を行なったのち、相談対応にあたった。
- ・平成 24 年台風 16 号、17 号の際にも平成 24 年 10 月 10 日に災害時特別行政相談を実施 しており、100 人を超える町民が来訪している。

#### ⑤ 被災者情報の庁内での共有について

・住所、世帯主、世帯人員、住家の被害状況、罹災証明書の発出状況についてエクセル ベースで一覧整理した台帳を作成し、支援を行う上で情報を必要とする部署との間で 共有した。 ・個人情報保護については県の専門員の指導も受け、緊急対応で必要性が高いことから 利用可能と判断した。

#### ⑥ 受付対応について

- ・各課それぞれの業務が多かったことから、他課からの応援等は得ていない。
- ・被災者生活再建支援制度の申請受付のタイミングで、事務処理のための臨時職員を活用した。

## (2) 被災者生活再建支援制度の課題や改善点

- ・離島で被害が甚大となった場合、公共工事事業者が少ないため、復旧工事が進まず、加 算支援金の申請期限までに被災者の対応が決まらないことが多い。現在も県に延長を依 頼している状況である。
- ・手続については、世帯構成等の情報について適切に把握しておけば、特段難しい内容で はなく、十分対応可能である。

# (3) 関係機関との連携について

・被害認定調査は公平性が最も重要でもあり、適正な調査のためにも、外部から調査内容に精通した応援が必要である。

#### (4) その他

## ① 住家の被害認定について

- ・平成 24 年の台風 16 号 17 号の際には、職員一人一人が個別に調査を行ったため、調査結果の見直しといった手戻りが多く混乱した。
- ・平成25年度台風24号の際には、こうした経験を踏まえ、職員講習会を事前に実施する ととともに、部位毎に被害状況を個別に記述する形に調査票を改め、さらに税務課・町 民福祉課・総務課・建築に精通した職員の4人体制での調査チームを組成して調査にあ たった。
- ・また、一度全体を全職員で調査した後、半壊以上と調査された物については調査チーム により再度確認を行い、手戻りが発生しないようにした。結果的に調査完了まで1週間 を要したが、長期的に見れば手戻りがなくなり、その後の処理がスムーズとなった。
- ・住家の被害認定では、住家か非住家(空家)かの判断が難しく、固定資産税台帳を確認 するなどの対応が必要であった。
- ・実際の調査には、写真集等の資料も利用しているが、風水害による被害事例が多くなく、 判断に迷うこともあった。